

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

準備書面(13)

2016年(平成28年)6月1日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

| | | | | |
|-------------|---|---|---|---|
| 原告ら訴訟代理人弁護士 | 服 | 部 | 弘 | 昭 |
| 同 弁護士 | 李 | 博 | 盛 | |
| 同 弁護士 | 後 | 藤 | 富 | 和 |
| 同 弁護士 | 中 | 原 | 昌 | 孝 |
| 同 弁護士 | 安 | 元 | 隆 | 治 |
| 同 弁護士 | 江 | 上 | 裕 | 之 |
| 同 弁護士 | 川 | 上 | 武 | 志 |
| 同 弁護士 | 祖 | 父 | 江 | 弘 |
| 同 弁護士 | 金 | 敏 | | 寛 |
| 同 弁護士 | 池 | 上 | | 遊 |
| 同 弁護士 | 服 | 部 | 貴 | 明 |
| 同 弁護士 | 柴 | 田 | 裕 | 之 |
| 同 弁護士 | 石 | 井 | 衆 | 介 |
| 同 弁護士 | 清 | 田 | 美 | 喜 |
| 同 弁護士 | 尾 | 崎 | 英 | 司 |
| 同 弁護士 | 朴 | 憲 | | 浩 |

他49名

第1 はじめに

2016年3月29日、被告は、全国28の都道府県の知事に対して、朝鮮学校に対する補助金の支出について見直しを求める通知を発出した。

本書面では、当該被告による補助金見直し通知は、朝鮮共和国に対する「制裁」として発出されたものであり、本件訴訟で問題となっている高校無償化制度から朝鮮学校を排除した被告の一連の行為が、補助金見直し通知と同質性を有することを述べるものである。

すなわち、被告が、高校無償化制度から朝鮮学校を排除した理由は、これまでに原告が繰り返し述べているように、今般の補助金見直し通知と同様、朝鮮共和国に対する「制裁」であって、本件不指定処分が政治目的でなされたことは明らかである。

第2 被告が朝鮮学校への補助金見直し通知を発出するに至った経緯

1 自民党による13項目制裁宣言

2015年6月25日、自民党北朝鮮による拉致問題対策本部対北朝鮮措置シミュレーション・チーム（以下、「拉致問題対策本部」という。）が、「対北朝鮮措置に関する要請」（甲A123、以下、「13項目制裁宣言」という。）を発表した。

13項目制裁宣言は、拉致問題の解決に向けた進展がないことから、朝鮮共和国に対して、制裁の再開及び追加制裁を行うべきであるという提言であり、制裁措置内容として13項目を掲げた。

このうち、渡航制限の強化や朝鮮共和国に対する送金の全面禁止を含む中、第7項に「朝鮮学校へ補助金を支出している地方公共団体に対し、公益性の有無を厳しく指摘し、全面停止を強く指導・助言すること。併せて、住民への説明を十分に行うよう指導・助言すること」を掲げ、朝鮮共和国に対する追加制裁として、朝鮮学校に対する補助金支出の全面停止を地方自治体に求めている。

2 被告による13項目制裁提言の受領

- (1) 2015年7月1日、「北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会」の主催する集会「これだけできる北朝鮮への追加制裁」に。自民党対策チームの座長である塚田一郎参議院議員が出席した。

塚田議員によれば、同党が13項目制裁提言を被告に提出したのは、安倍内閣総理大臣の「拉致が解決しなければ北朝鮮は未来を描くことが困難である」との発言のとおり、「その困難を相手に認識させるためには、やはり圧力という形をとることが」必要だからとの理由であった（甲A124）。

- (2) 塚田議員が、「6月25日にはこれを総理に手渡して、総理からも、『こうした提言の内容を踏まえて拉致被害者の救出に引き続き取り組んでいきたい』という話がありました」（甲A124）と述べたように、安倍内閣総理大臣も、朝鮮学校への補助金全面停止指導を含む13項目制裁提言を、対朝鮮共和国との政治・外交問題を解決するためのものとして受け取った。

3 被告による補助金見直し通知

- (1) 13項目制裁提言は、その後しばらく保留されていたが、2016年1月6日、朝鮮共和国における核実験の報道を受けて再浮上した。核実験報道を受けて、自民党は、同日、「北朝鮮の核実験に対する緊急党声明」（甲A125）を発表した。同党は、声明の中で「政府は、昨年6月に党拉致問題対策本部から提言した13項目の制裁強化策を速やかに実施し、わが国独自の対北朝鮮措置の徹底を図るべきである」として、朝鮮学校への補助金全面停止を含む13項目制裁提言が、朝鮮共和国に対する「制裁強化策」であることを改めて強調したうえで、被告に対して、速やかな実施を求めた。

- (2) 同年1月10日から11日にかけて、安倍内閣総理大臣は、山口県長門市において、「自民党拉致対策本部が示している案を参考に厳しい対応をしていく」と述べ、拉致問題対策本部がまとめた13項目制裁宣言の検討を進める考えを示した（甲A126）。

- (3) 同年1月15日、自民党拉致問題対策本部の会合に、法務省、外務省及び文科

省から各担当者が出席し、拉致問題をめぐる政府の対応につき協議を行った。この会合の中で、13項目制裁提言の第7項に言及して、地方自治体が朝鮮学校に支給している補助金について「今後の対応につき決意表明をしてほしい」と問われた文科省担当者は、「自治体の補助金は5年前に比べ、都道府県は3分の1に、市区町村は3分の2に減少している。適切な『指導・助言』ができるよう今検討している。速やかに結論を出す」と答えた（甲A127）。

(4) 同年2月17日、自民党拉致問題対策本部の会合に、文科省担当者が出席した。

文科省担当者は、朝鮮学校への補助金停止などさらなる制裁強化を求める意見に対して、「文科省としては、地方公共団体に対して、通知を発出すべく検討している」と答えた（甲A128）。

翌18日、産経新聞は、「北朝鮮への制裁措置として、朝鮮学校に補助金を支出している地方自治体に対し中止を求める通知を出す方向で検討に入ったことが17日、分かった。この日の自民党拉致問題対策本部などの合同会議で文部科学省が明らかにした。」と報じた（甲A129）。

(5) 同月19日、被告は制裁措置に必要な閣議決定を行った。この閣議決定についての記者会見で、馳浩文部科学大臣は、朝鮮学校に対する補助金については別途通知を出す旨述べた（甲A130）。

翌20日、自民党の赤池誠章参議院議員は、自身のブログにおいて、「朝鮮学校の地方公共団体からの支援停止は、北の拉致・核・ミサイル問題に対する制裁として、効果が高く、大きなメッセージになると思います。その実現に向けて、引き続き力を尽くしてまいります」と述べた（甲A128）。

(6) 同年3月4日、被告（文部科学省）は、自民党の外交部会及び拉致問題対策本部との合同会議を開き、同党に対し、「朝鮮学校に補助金を支出している自治体に対し、支出の妥当性を確認するよう求める通知を速やかに発出する意向」を説明した（甲A131）。

(7) 同月29日、被告は、馳浩文科大臣名で、朝鮮学校を各種学校として認可して

いる28都道府県の知事に対し、「朝鮮学校に関しては、我が国政府としては、北朝鮮と密接な関係を有する団体である朝鮮総聯が、その教育を重要視し、教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしている」ことを理由として、朝鮮学校にかかる補助金の公益性の検討及び適正な執行並びに「補助金の趣旨・目的に関する住民への情報提供」を求める「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について（通知）」（甲A132）を発出した。

この補助金見直し通知について、馳文科大臣は、同日の記者会見において、判断するのは地方自治体である旨述べたが、記者からは「朝鮮学校補助金に関してですが、あえてこの時期に出された重み、意味と、大臣名で出されていることで重みがあるものだと自治体側は受け止めると思うのですが」、「自治体が判断するのはそれはそうだと思いますが、北朝鮮と密接な関係を有する朝鮮総聯の影響下にあると強調することによって、これは事実上、自治体が自粛しろと求めていると思うかもしれないと私は思います」との質問が相次いだ（甲A133）。

4 13項目制裁提言及び補助金見直し通知の影響

- (1) 2016年3月4日、河村たかし名古屋市長は、名古屋市議会本会議で、自民党の松井良憲議員からの「拉致問題や核兵器、ミサイル発射実験が国際問題になる中、補助金支出に市民の理解を得られるのか」との質問に対し、「まさに日本に脅威で、国際社会からの批判、経済制裁もある」、「国際的な批判がある中、何も考えずに執行するのはいかがなものか」と述べ、朝鮮学校に対する2016年度の補助金を停止する考えを明らかにした（甲A134, 135）。
- (2) また、橋本昌茨城県知事は、補助金見直し通知受領後の2016年4月8日、「弾道ミサイル発射など今のような状況が続けば、今年度の交付は困難ではないかと学校側に伝えている」と述べ、朝鮮学校に対する2016年度の補助金支給が困難であるとの考えを示した（甲A136）。

第3 補助金見直し通知と本件不指定処分の同質性

- 1 本件不指定処分は、自民党拉致問題対策本部による13項目制裁提言及び、これ

を受けて発出された、被告による補助金見直し通知と同様に朝鮮共和国に対する「制裁」として行われたこと

- (1) 上述したとおり、拉致問題対策本部による13項目制裁提言では、「朝鮮学校へ補助金を支出している地方公共団体に対し、公益性の有無を厳しく指摘し、全面停止を強く指導・助言すること。併せて、住民への説明を十分に行うよう指導・助言すること」が、拉致問題を理由とする朝鮮共和国に対する「制裁」として明言されていた。

これを受けた安倍内閣総理大臣は、13項目制裁提言を踏まえて対応する旨明言した。また、被告（文部科学省）が、朝鮮学校に対する補助金について協議を行ったのは自民党の教育部門ではなく、外交部会及び拉致問題対策本部であった。以上のことから、被告による補助金見直し通知が、朝鮮共和国に対する「制裁」として発出されたことが明らかとなった。

- (2) 本件訴訟において、被告は、朝鮮高級学校が朝鮮共和国及び朝鮮総聯と密接な関係にあり、そのために就学支援金が授業料に係る債権に充当されない疑いが払拭できないとの理由により、朝鮮高校を就学支援金制度から排除する本件不指定処分を行ったものであるが、原告がこれまで主張している本件不指定処分に至る事実経緯は、朝鮮学校にかかる上記補助金見直し通知に至る一連の事実経緯と全く理屈により行われている。
- (3) 原告は、これまでに繰り返し、被告による本件不指定処分は、朝鮮共和国と関わりを有する朝鮮学校の生徒に対し、朝鮮共和国に対する制裁すなわち政治外交上の理由として行われたものであると主張してきた。

今回の被告による補助金見直し通知に至る事実経緯こそ、これまでの原告の主張を裏付けるものに他ならない。

第4 さいごに

- 1 拉致問題対策本部が、朝鮮学校に対する差別を正当化する理屈は、13項目制裁提言中にかかれた「公益性」である。

ここでいう「公益性」とは、憲法上認められた人権制約原理ではなく、これによって、朝鮮学校やそこに通う生徒の権利を侵害してはならないことは言うまでも無い。日本国憲法上、人権を制限できるのは人権同士の衝突を調整する必要がある場合、「公共の福祉」に反する場合のみである。権力がいかようにも設定できる「公益性」などという、恣意的・抽象的な概念に基づいて、人権が制約されることなどあってはならない。

- 2 「北朝鮮問題の解決」を理由として、朝鮮学校やそこに通う生徒に対する教育費支出を停止ないし削減するという政策を正当化してしまうことは、朝鮮学校及び生徒に関するあらゆる不利益措置を正当化しかねない。いわば、朝鮮学校に通う生徒らは、もはや被告日本国における人質であると言わざるを得ない。被告の行った本件不指定処分や補助金見直し通知は、朝鮮共和国に対して、「言うことを聞かなければ、朝鮮学校に通う生徒の権利を奪い取るぞ」と言っているようなものである。

このような政策や措置が許されるはずがなく、補助金見直し通知にかかる経緯からも明らかなように、本件不指定処分に至る経緯や実体が、政治外交目的にある以上、裁判所におかれては、公正かつ公平な立場で本件を判断していただき、被告による朝鮮学校に対する差別施策に対して、速やかに警鐘を鳴らしていただきたい。

以上